

再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定

中央区（以下「甲」という。）と株式会社エナーバンク（以下「乙」という。）は、甲が進める再生可能エネルギー電力（以下「再エネ電力」という。）の利用促進に関し、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が実施する競り下げ方式による入札制度（以下「リバースオークション」という。）の活用等により、中央区の区域内の事業者（以下「区内事業者」という。）における再エネ電力の利活用を推進することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、及び協力する。

（1） 区内事業者を対象に実施する次に掲げる事項

ア リバースオークションによる再エネ電力の調達

イ F I T非化石証書（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度を通じて買い取られた電気の非化石価値を示す証書をいう。以下同じ。）の共同での調達

（2） 区内事業者及び乙が本協定と同様の趣旨の協定を締結している地方自治体（以下「協定自治体」という。）の区域内の事業者を対象に協定自治体と連携し実施する前号ア及びイに掲げる事項

（3） 再エネ電力に係る情報の収集及び共有に関すること。

（4） 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項の実施に係る甲及び乙の役割分担は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1） 甲 区内事業者への周知

（2） 乙 次に掲げる事項

ア リバースオークションの開催並びにF I T非化石証書の調

達及び協定自治体との連携に係る調整

イ 区内事業者への周知

- 3 甲及び乙は、第1項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとする。

(経費)

第3条 前条第2項各号に掲げる事項の実施に要する経費の負担は、甲及び乙それぞれの負担とする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定による連携及び協力において知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。次条に規定する協定期間の満了後も同様とする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲又は乙から何らかの申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第6条 この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の一方の申出に基づき、甲乙相互の協議によって行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

- (1) 相手方が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団と密接な関係にある者をいう。）と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。
- (2) 相手方が脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

(3) 相手方により信用を失墜させられ、又は相手方による業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、この協定を解除したものは、この協定が解除されることにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(疑義等の処理)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙相互の協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年1月13日

甲：東京都中央区
中央区長

乙：株式会社エナーバンク
代表取締役社長